役員報酬等の支給規程

（役員出張旅費）

第１条　社会福祉法人日頃市保育会の役員が出張したときの旅費は、日頃市保育園の旅費規定を準用する。

第２条　理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員が出席する法人業務の首席日当は、一回につき 3,000 円とする。

但し、現行支給困難となった場合は、理事会で審議し、その解決を見ることにする。

（役員などの報酬）

第３条　理事長、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬は、無報酬とする。

（支給の方法）

第４条　１　支給は、原則として業務の当日に現金にて本人に支給する。

２　理事長について、各月１日から末実までの法人業務出席分を、当月末日に支給する。

３　前項において、土日祝日等の理由で当日または末日の支給ができない場合は、前日に支給する。

（改廃）

第５条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則

この規定は、平成 6 年 10 月 20 日より実施する。

この規定は、平成 26 年 10 月 1 日より実施する。

この規定は、平成 29 年 3 月 8 日より実施する。

この規定は、令和 6 年 12 月 27 日より実施する。